

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第66号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年3月19日 08時00分ごろ
発生場所	熊本県長洲町有明スチールバース 長洲町所在の長洲港北防波堤灯台から真方位132° 2,560m 付近 (概位 北緯32° 54.5′ 東経130° 27.5′)
事故等調査の経過	平成24年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 めくしな、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140606、アキ・マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	左舷船首外板に凹損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、厚板約1,747tを積載し、機関を中立として約1.8ノットの対地速力で有明スチールバースに右回頭して着岸作業中、回頭が遅れ、平成24年3月19日08時00分ごろ左舷船首部が同バースに衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北東流（流速不明）
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、有明スチールバースに右回頭して着岸作業中、船長が潮流を考慮した操船を適切に行わなかったことから、回頭が遅れて同バースに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、有明スチールバースに右回頭して着岸作業中、船長が潮流を考慮した操船を適切に行わなかったため、回頭が遅れて同バースに衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業などの低速時には、風潮流の影響を受けやすいことを考慮に入れて操船すること。